

(まふ (MAFF)) は、農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です)

本誌のご案内



- 食糧・農業・農村基本法一部改正の概要
- 「見える化」県内第一号 岩城農場
- 宇都宮大学 アグリカレッジ開催
- 統計情報 統計情報 令和4年市町村別農業産出額
- 令和6年度農林水産業のいとなみと鉄道フォトコンテスト 作品募集中
- 情報コーナー
- MAFFアプリのご紹介

食料・農業・農村基本法一部改正の概要

食料・農業・農村基本法は、制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。

こうした情勢の変化を踏まえ、令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い、令和6年常会に改正法案を提出しました。改正法は同年5月29日に成立、6月5日に公布・施行に至りました。

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。(第2条第1項関係)
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)
 - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)
- (2) 基本的施策として、
 - ①食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)(第19条及び第21条関係)
 - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等)(第22条関係)
 - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業者)の活動促進、家畜の伝染性疫病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)

詳しくは下記URLまたは二次元バーコードよりご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/index.html>



農林水産省では、みどりの食料システム戦略に基づき、農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」を推進しています。

この度、岩城農場（栃木県大田原市）は特別栽培米コシヒカリで「見える化」を申請し★を取得しました。栃木県内では第1号となります。

「見える化」ラベル（愛称：**みえるらべる**）を貼り付けた特別栽培米は、畑作物（麦・大豆）との輪作により減化学肥料・減農薬で栽培されたお米です。



引き続き環境負荷低減の取組を進めていきます

「**みえるらべる**」を貼り付けたお米と岩城さん

「見える化」とは・・・

農産物の栽培において、「温室効果ガス削減の」取組や「生物多様性保全」（現在は稲作のみが対象）の取組を行い、その取組で生産された農産物の商品パッケージ等に★印を付した専用ラベルを貼付し、環境負荷低減に係る貢献度を消費者に分かりやすく表示するものです。

「見える化」ラベルの愛称が決定しました！

見る × 選べる

»

みえるらべる

宇都宮大学 アグリカレッジ開催

関東農政局栃木県拠点では、農業関係高校と連携した担い手育成対策の一環として農業関係高校の特色ある取り組みを取材しています。

宇都宮大学農学部附属農場（栃木県真岡市）において、2024年度アグリカレッジの第2回講義「農家にとって欠かせない化学肥料の今後」が開催されました。

宇都宮大学が平成16年度から取り組んでいるアグリカレッジは、栃木県内の農業高校（7校）の生徒を対象に、大学農学部への進学を目標としてもらうことを目的として、大学の先進的な研究内容等を学んでもらう高大連携の取り組みで、本年度は9講義を実施しました。

受講者の高校2年生27名は、高橋行継教授から、「農業現場から出るマイクロプラスチックの問題から環境保全に貢献できる農業を考えてもらいたい。」と、講義を受け、大学の水田では、担当の大学生から、現在行っている検証実験の説明を受けました。受講した生徒からは、「大学ならではの専門的な授業でした。農業の抱える環境問題の一つを知ることができました。」「大学へ進学したい気持ちが強くなりました。」と感想がありました。



実験圃場での説明の様子

統計情報 令和4年市町村別農業産出額
～ 全国上位100市町村に栃木県から3市町がランクイン ～

【全国上位及び県内順位】

市町村別農業産出額の全国上位100市町村を見ると、那須塩原市が12位（前年10位）、大田原市が40位（前年37位）、那須町が66位（前年57位）となっており、栃木県内の3市町がランクインしています。
なお、県内25市町での順位は、市貝町が20位（前年21位）、那珂川町21位（前年20位）と変動がありましたが、23市町に変動はありませんでした。

【各市町の1位部門】

農業産出額1位部門を見ると、県内25市町のうち、14市町で「野菜」が1位となっています。
また、那須塩原市（県内1位）の「乳用牛」は、北海道別海町に次ぐ全国2位、那須町（県内3位）の「豚」は、全国12位にランクインしています。

図 農業産出額1位部門の分布

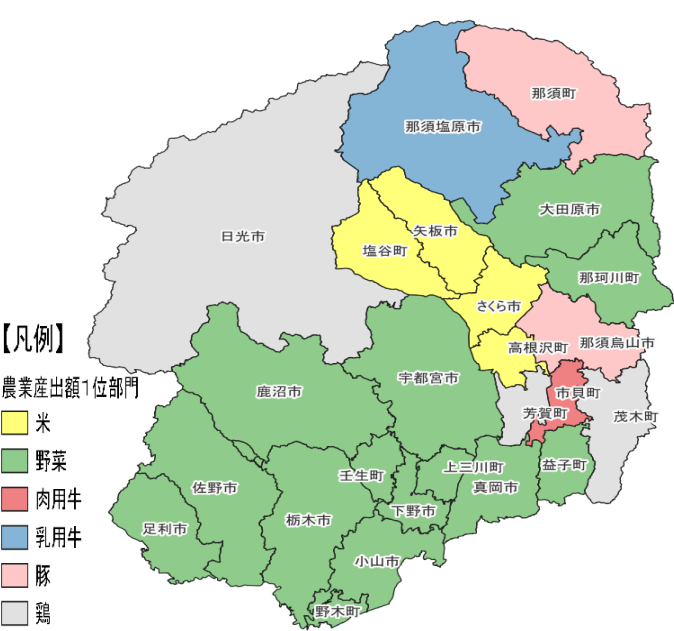


表 各市町の順位

Table with 5 columns: Rank (National/County), City/Town/Village, Agricultural Production Amount (Billion Yen), and 1st Department. It lists the top 25 cities in the prefecture for the 2022 fiscal year.

注：本統計は、農林業センサス及び作物統計を用いて、都道府県別の農業産出額を按分し推計しているため、市町毎の価格や単収の差は反映されていない。

農業産出額の品目別順位(全国、県内)が見られます!!
(平成29年、平成30年、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年)



Detailed data table for agricultural production by item and region. It includes columns for various crops like rice, wheat, soybeans, and vegetables, with data for national and prefectural rankings.

※詳細は、URL又は二次元バーコードから御覧ください。

(URL)
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyo
u/sityoson_sansyutu/index.html#d

都道府県・市町村を選択すると、部門別・詳細品目別の市町村別農業産出額（推計）、全国・都道府県内順位をご覧いただけます。

関東農政局は、関東地域にお住まいの方や国内外の観光客の皆様へ、鉄道や路線バスを利用して、都心から一歩足をのばせば「農林水産業のいとなみ」に簡単に出会えることを知ってもらうため、農林水産業のいとなみと鉄道・路線バスを撮影した写真を募集します。

募集締切

令和6年12月31日（火曜日）（当日消印有効）

撮影期間

令和6年1月1日（月曜日）～令和6年12月31日（火曜日）

募集テーマ

「農林水産業のいとなみと鉄道・路線バス」を題材とした作品
「農林水産業のいとなみ」とは、水田や畑、牧場、里山、漁村、漁港、漁船の景色、農畜産物、林産物、水産物の収穫、漁獲、生産、製造、販売などの風景のほか、収穫祭などのイベントやお祭り等、地域の農業・林業・水産業に関するもの全て含みます。

応募の詳細はこちら↓

<https://www.maff.go.jp/kanto/press/kikaku/231221.html>



情報コーナー

（１）【お米に関する情報】 米に関するマンスリーレポート📄

農林水産省は、米に関する価格動向や需給動向に関するデータを集約・整理した「米に関するマンスリーレポート」を公表しています。是非ご活用ください。

◆詳しくは、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/kikaku/240412.html>



（２）【補助事業参加者の公募】

農林水産省が参加者を募集している補助事業等をご紹介します。

◆詳しくは、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html#no>



（３）【輸出に取り組む皆様へ】 お役立ち資料集

関東農政局では農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、関係資料等を作成しました。特にこれから輸出の初めの一步を踏み出す農業者及び食品製造事業者の皆様の参考となるようまとめましたので是非、ご活用いただければと思います。

◆詳しくは、こちらをご覧ください。



https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/yusyutu_sokushin/kanto_gfp_export_doc.html

MAFFアプリのご紹介

農林水産省では、農業者と農林水産省をつなぐ新たなコミュニケーションツールとして「MAFFアプリ」（スマートフォン用アプリ）を提供しています。

農業に役立つ政策情報がお手元に直接届くとともに、現場の声を農林水産省に直接届けることができます。ぜひご活用ください。

ダウンロードはこちら



お問合せ先：農林水産省関東農政局栃木県拠点（栃木支局）地方参事官室

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央2-1-16

TEL：028-633-3311（代表） Mail：tochigi_sanjikansitu@maff.go.jp

ホームページ：<http://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/tochigi/index.html>

